

質 問

2番 村木 豊 議員

全国的に猛威を振るっている新型コロナウイルスにより、本市も大変大きな影響を受け、今もなお不自由な暮らしを余儀なくされているところでございますが、頼重市長をはじめ、当局の皆様、市民の皆様の感染防止に対するご尽力のおかげで最悪の状況は免れ、何とか踏みとどまっているのが現在の状況です。近頃は再び感染拡大傾向が見られ心配は尽きませんが、施策の振り返りと今後の対策のため、本市の子どもたちにおける学びの保障および支援について質問させていただきます。

本年2月28日、沼津市新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された後、3月2日から市長英斷の下に臨時休校が始まり、度重なる休校延長措置の結果、5月半ばまでの長期休校となりました。保護者の皆さん、市民の皆さんには大変なご苦労とご心配をおかけしましたが、当時の社会情勢から子どもたちの安全を最優先としたこの措置については沼津市議会も正しい判断であったと考えます。この2ヶ月半の休校期間に教育委員会および当局がどのような準備、対応をしてこられたのか、伺っていきます。

沼津市議会は国内での感染が問題になってきた当初より、全議員が一枚岩となってこの重要な局面を乗り切ろうと諸問題に取り組み、教育委員会に対しても休校になった段階より、子どもたちの学習に遅れないようにとプリントや動画配信など家庭学習の教材提供をお願いしてまいりました。しかしながら実現に至るまでにはタイムラグがあったと聞いております。教材配付等の対応について、どのような状況であったのか伺います。また回答提出された教材を通じて、学校は子どもたちの学習状況を把握できたのか、適切な学習支援に活かせたのかお尋ねいたします。

また休校期間中に、例年とは形を変えて卒業式が開催されました。子どもたちの安全を最優先し、卒業生以外は集めない方針の下、関係者のご尽力、市民の皆さんのご協力で何とか開催できたわけですが、この卒業式に対する評価についてお尋ねいたします。

次に、沼津市議会から、長期休業期間中の子どもたちの安否確認についてお願いしたところ、学校ではその意見も踏まえた対応をしていただきました。先生方からの連絡によって「子どもが生活リズムを取り戻した」、「連絡の頻度が少ない」などといった様々な意見を耳にしていますが、先生方が子どもたち一人一人に声をかけてくださったのは大変意義のあることだったと評価しております。安否確認の詳細についてお尋ねします。安否確認とは、子どもたちの心身の状況把握と心のケアをするものと認識しております。沼津市議会からの依頼から大きく遅れ、大型連休前に文部科学省からも「必ず定期的に児童生徒の心身の健康状態を把握すること（概ね2週間に1回程度）。その際、保護者だけでなく児童生徒本人とも直接電話等で会話するなどして、児童生徒の状況を的確に把握すること。」とかなり具体的な通達が出されていました。また、全国の児童相談所の児童虐待相談件数が年々増加しており、令和元年度では19万件を超える過去最高件数となりました。本年1月から4月、まさに臨時休校を含んだ期間となりますが、ここでの相談件数は全国で6万6千件を超え、前年同期比で12%も上回る速報値が厚生労働省の調査で報告されています。近年の社会情勢からも本市の子どもたちの安全が大変気がかりです。

そこで、本市での安否確認の具体的な実績や結果、特に子どもたちへの虐待につながる疑念や児童

質 問

相談所へ通報すべき事案がなかったのかお尋ねいたします。

学校再開後、様々な行事見直しや夏休みの短縮を行いながら、授業の遅れを取り戻すべく懸命の努力をいただいております。しかしながらこれから中学3年生が迎える高校受験では、県教育委員会はコロナ禍での学習遅れを考慮しないと発表しており、受験生や家族は大変心配しております。現時点では子どもたちの学習に大きなつまずきが生じていないでしょうか。そして今年度中に学習の遅れを完全に挽回することが可能なのでしょうか、教育委員会の認識を伺います。

対策のひとつとして現在実施している沼津寺子屋開催事業についてお尋ねします。

沼津市議会としても市内小中学校の再開に向けた学習時間、質の確保について要望書を提出させていただきました。教育委員会におかれましては、県・市と役割分担がある中、多方面と調整をいただいて沼津寺子屋事業を企画し、実施の運びとなりました。本当にありがとうございました。非日常が続いた子どもたちには様々な不安や家庭状況を背景にもち、このような機会が用意されたことで、学習意欲のある子どもには本当に救いになったと思います。寺子屋の様子、参加した子どもたちの反応はいかがでしょうか。そして地域によっては自治会主導で寺子屋事業を開催しているところもあると聞きました。大変ありがたいことです。教育委員会としては地域開催の寺子屋事業をどのように評価しておられるのかお尋ねいたします。

次に、GIGAスクール構想の本市の対応について伺います。

臨時休校が明けましたが、再度の非常事態にも子どもたちの学びを止めないことを新たに保障するのがGIGAスクール構想です。近頃、新型コロナウイルス感染の第三波が到来したとみられ、再び臨時休校となる可能性も排除できない状況です。いかなるときも本市の教育を大きな混乱なく継続していくための計画や、一人1台手配される学習端末の効果的な活用について質問してまいります。

当初は5年計画で実施する予定だったGIGAスクール構想が前倒しとなり、同時に文部科学大臣より次のメッセージが発表されました。「Society5.0時代に生きる子どもたちにとって、PC端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。今や、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっています。社会を生き抜く力を育み、子どもたちの可能性を広げる場所である学校が、時代に取り残され、世界からも遅れたままではいられません」とあります。日常的にICTを活用して遅れを挽回しようとする期待と意気込みを、私はこのメッセージから感じ取りました。さらには、未だ収束していない新型コロナウイルスを始めとする感染症や大規模災害対策として、臨時休校や学級閉鎖の場合には家庭でのオンライン授業に利用することも考えられることから、平常時に非常時を見込んだオンライン授業や家庭での自律的な学習端末利用のトレーニングができなければこの期待に応えることができません。まず子どもたちはどのようにして学習端末に触れるのか、学習端末の運用に対する教育委員会の考え方を伺います。

また本市では小学校6年間、中学校3年間でどのようにICT活用スキルをもつ児童生徒を育成していくのかお尋ねいたします。

続いて、子どもたちに用意される学習端末を、日々の通常授業以外に活用する考えについてお尋ね

質 問

します。平成 31 年から、デジタル教科書を正式な教科書に位置付ける学校教育法の一部改正により、デジタル教科書の使用が認められるようになりました。学習障害や視覚障害のある子どもにとっては、紙の教科書ではできない文字の拡大やテキスト色・書体の変更、音声読み上げなど、現在使用している教科書をデジタル教科書に置き換えるだけで即効性のある学習支援が可能になります。通級指導教室を利用する子どもにおきましては、指導教諭とオンラインでコミュニケーションを取ることができれば、他校教室への移動時間をかけず指導を受けることに専念できます。不登校となっている子どもの中には、教室の様子がよく分からぬことを不安に感じ登校を恐れているケースがあるそうですが、授業の様子をリモート視聴することで「これなら大丈夫そうだ」と登校を開始したという事例もあります。このように支援を必要とする子どもにとって、より効果を発揮するのが ICT 教育の特長です。そこでお尋ねします。特別支援分野において学習端末をどのように活用していくのか伺います。

次に、教職員の ICT スキルアップに対する考え方についてお尋ねします。

本年 3 月、第 4 回定例会の令和 2 年施政方針に対する当会派の代表質問におきまして、「教職員の能力向上や具体的な活用方法の構築等、これまで以上にソフト面での取組が不可欠となる。このため、情報教育に係る環境整備においては、これらのハードとソフトを両輪とした一体的な整備に取り組んでいきたい」と教育長はご答弁されました。さらに第 5 回、第 6 回定例会におきましても教職員のスキルアップを課題とする旨のご答弁をされています。ソフト面の取組の重要性や教職員のスキルアップを課題として重ねてご認識されている中、今日に至るまでにはそれなりの準備期間があったと考えられますが、これまでの教職員スキルアップに対する取り組みとその評価、これからスキルアップ計画についてお尋ねいたします。

次に GIGA スクール構想の学校支援体制についてお尋ねします。

本市にとりましては令和 3 年度が「一人 1 台端末による ICT 学習元年」となるわけですが、教職員のスキル習得に不安が残るまま元年を迎えることとなった場合、特に導入初期ほど現場は混乱し、多くのトラブル発生が予想されます。そこで教職員の負担を軽減し、トラブル対応をサポートするため、ICT 教育の専門家である ICT 支援員や ICT 活用教育アドバイザー等を確保してはいかがでしょうか。少し前の事例をご紹介します。平成 29 年度、藤枝市ではプログラミング教育必須化の前にモデル校を指定して ICT 環境整備と共に ICT 教育に着手しました。デジタル教材を活用することで授業の質の向上や教員の業務多忙化解消が成果として報告されています。ここで教育委員会事業評価部会が公平性の観点で次の様に評価しています。「ICT 機器の苦手な教員もあり、ICT 機器の扱いに長けた教員の有無で子どもの学びの深さが変わってしまうのは公平性に欠けるため、引き続き研修や支援員の派遣が必要である。」先行事例の大変参考になる評価意見だと思います。教職員のスキル習得を課題としている中で、トラブル発生により学校の現場で支障をきたす事態はあってはなりません。ICT 学習元年を迎える本市の学校支援体制についての認識を伺います。

最後に学習端末を利用する子どもたちに、新たな学びや発見を提供するデジタルコンテンツの拡充についてお尋ねします。

質 問

本市の図書館では電子書籍サービスの導入が第6回定例会にて議決されましたが、博物館、美術館なども電子書籍や専門資料映像化が行われますと、現地に足を運ぶことが難しい子どもも学習端末を活用しながら、夏休みの自由研究に役立てることや、家庭学習におきましても、専門的な資料映像で授業の理解を深めることができます。さらに、GIGAスクール構想により、本市だけでなく日本中の子どもたちが日常的にICT機器に触れることとなり、インターネットを利用する機会が増えることになります。その中で、子どもたちの知的好奇心を掻き立て、満たすようなコンテンツを提供していくことが、教育長が目指す「ハードとソフトを両輪とした一体的な整備」であると考えます。そのため、GIGAスクール構想のソフト整備にあわせて、歴史、産業、防災、観光、ごみや水道など市政全般についても、子どもにも分かりやすいデジタルコンテンツの整備が求められます。このような取り組みは、これからの中間社会を生きる子どもたちの郷土愛を育み、誇り高い沼津の未来の担い手を育成することにもつながります。そこで、学習端末の配付に合わせ、子どもたちの教材として、本市が所有する文化資源をデジタル化する取り組みについて、当局の考え方を伺います。